

第1回 デジタル・プラットフォーム企業が介在する
消費者取引における環境整備等に関する検討会
議事次第

日時：令和元年12月5日
13:00～15:00
場所：共用第2特別会議室

1. 開会
2. 議事
 - ・ 検討会の進め方等
 - ・ 意見交換
3. 閉会

<資料一覧>

資料1 デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会について

資料2 委員名簿

資料3 運営要領(案)

資料4-1 現状と今後の課題

資料4-2 本検討会でご議論を進めていくうえでの視点

デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における 環境整備等に関する検討会について

1. 開催趣旨

昨今、グローバルで変化が激しいデジタル市場においては、従前の消費者取引では想定していなかった取引を仲介する事業者の存在感が増大している。特に、デジタル・プラットフォーム企業が取引の場を提供することで、消費者の利便性の向上、ニーズの掘り起こし等により、CtoC 取引も含めた消費者取引の市場が拡大している。他方、取引に不慣れな個人が売主になった場合のトラブルが増加するものの、未解決のまま放置されたり、BtoC や CtoC を問わずデジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引での新たなトラブルが出現している。

このような状況に鑑み、デジタル市場における消費者利益の確保の観点から、場の提供者としてのデジタル・プラットフォーム企業の役割を踏まえて、消費者被害の実態を把握し、デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等について、産業界の自主的な取組や共同規制等も含め、政策面・制度面の観点から検討するため、消費者庁において、「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、令和2年夏頃を目途に結論を得る。

2. 主な検討事項

- (1) 取引の場の提供者としての役割
- (2) デジタル・プラットフォーム企業から消費者に対する情報提供の在り方 等

3. 委員等

- (1) 検討会の委員は、消費者庁長官が委嘱するものとする。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。

4. 事務局

検討会の庶務は、消費者庁「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関するプロジェクトチーム」において処理する。

デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における
環境整備等に関する検討会 委員等名簿

(委員)

いし い か お り
石井 夏生利

中央大学国際情報学部教授

い だ たかのり
依田 高典 (座長)

京都大学大学院経済学研究科教授

いたくら よういちろう
板倉 陽一郎

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会電子商取引・通信ネットワーク部会長、弁護士、国立情報学研究所客員教授

うらごう ゆ き
浦郷 由季

一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長

くすのき まさのり
楠 正憲

一般社団法人 OpenID ファウンデーション・ジャパン代表理事

なかがわ たけひさ
中川 丈久

神戸大学大学院法学研究科教授

はせがわ まさみ
長谷川 雅巳

一般社団法人日本経済団体連合会ソーシャル・コミュニケーション本部長

ひぐち かずきよ
樋口 一清

信州大学名誉教授、昭和女子大学特命教授

やまもと けいぞう
山本 敬三

京都大学大学院法学研究科教授

わたなべ ひろよし
渡辺 弘美

アジアインターネット日本連盟

(敬称略、五十音順。肩書は令和元年12月5日現在)

(オブザーバー)

内閣官房

公正取引委員会

個人情報保護委員会

総務省

経済産業省

独立行政法人国民生活センター

(事務局)

消費者庁デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関するプロジェクトチーム

デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における
環境整備等に関する検討会 運営要領（案）

令和元年12月5日
検討会決定

1. 座長は、議長として検討会の議事を整理する。
2. 座長は、座長代理を指名することができる。
3. 検討会は、自由闊達な意見交換を確保するため、原則として非公開とする。
4. 議事要旨及び検討会における配布資料は、原則として、検討会終了後に速やかに公表する。ただし、自由闊達な意見交換を確保するために必要な場合には座長の判断により配布資料を非公開とすることができる。
5. 座長は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。
6. この要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

以上